

「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」 重点検討項目①に係る報告（案）

重点検討項目①：生物多様性の主流化に向けた取組の強化

生物多様性の社会への浸透を図り、主流化を進めるためには、生物多様性及び生態系サービスの価値評価に向けた検討を進めるとともに、生物多様性に配慮した事業活動の推進に向けた取組や経済的手法も含めた推進方策について検討を進める必要がある。また、広報・教育・普及啓発や生物多様性に配慮した製品などの普及等を進めることも重要である。このような観点から、以下の a) から c) の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 生物多様性及び生態系サービスの価値評価に関する取組
- b) 生物多様性に配慮した事業活動の推進や経済的手法も含めた主流化の推進のための取組
- c) 広報・教育・普及啓発や生物多様性に配慮した製品などの普及等による個人のライフスタイルの転換に向けた取組

（１）環境基本計画における施策の基本的方向

生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択された愛知目標の達成に向け、我が国として効果的かつ緊急的な施策を進めていく。とりわけ、生物多様性の社会への主流化に向けた取組については、生物多様性地域戦略の策定促進や国連生物多様性の 10 年に基づく各主体の取組の強化とともに、国際的動向も踏まえつつ、生物多様性と生態系サービスの価値評価に向けた検討や生物多様性の価値を社会に組み込んでいくことについて検討を進めていく。

（２）現状と取組状況

生物多様性の状況は地球規模で悪化をしており、また、我が国の生物多様性の危機も解消されていない。生物多様性の危機への対処に必要な取組を強化・充実していくことが必要であるが、加えて、私たち一人ひとりの日常の暮らしや社会全体で生物多様性について考えたり、意識したりし、行動へと移していくことが重要である。特に COP10 を機に生物多様性という言葉の認知度は高まっているが、それが一時的なものとなることなく、「生物多様性を意識し、行動につなげていく」ということを国民それぞれが自発的に取り組み、社会全体のうねりに高めていくことが必要である。

このため、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性が地方自治体、事業者、国民などにとって常識となり、それぞれの意思決定や行動に反映される「生物多様性の社会における主流化」が実現されるよう、広報・普及啓発の推進や、生物多様性地域

戦略の策定促進や緑の基本計画等の関連戦略・計画における生物多様性への配慮の観点の入れ込み推進、生物多様性の価値評価やその結果の普及・活用、教育・学習・体験の推進、消費行動の転換の提案等を通じて、生物多様性を社会に浸透させるべく総合的に取組を進めている。

a) 生物多様性及び生態系サービスの価値評価に関する取組

現状

欧州委員会とドイツが提唱し、平成22年度に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）までに一連の報告書がまとめられた「生態系と生物多様性の経済学（TEEB：The Economics of Ecosystems and Biodiversity）」プロジェクトでは、生物多様性及び生態系サービスの価値を人々が認識し、意思決定に反映させていくためには、経済的な価値評価により「見える化」することが有効であると指摘している。また、COP10で世界銀行を中心として「生態系価値評価パートナーシップ（WAVES）」が立ち上がり、生物多様性及び生態系サービスの価値を国の会計制度に組み入れ、各国の経済政策や開発政策に反映させることを目指した研究が進められている。

我が国でもTEEBやWAVESの取組の趣旨を踏まえ、生物多様性の経済的な価値評価を進めており、ウェブサイトにおいて生物多様性及び生態系サービスの経済的価値評価に関する基本的な考え、評価手法、国内外の事例等について紹介している。また、奄美群島の国立公園化やシカ食害対策等の国内の自然保護地域と自然環境保全施策を対象にした経済的価値の評価を実施した。

また、科学と政策とのつながりを強化するため平成24年4月に設立された「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）」は、平成26年から平成30年までの作業計画のなかで、生物多様性及び生態系サービスの地球規模のアセスメントを行うとしている。我が国においても、平成25年度より我が国の生物多様性及び生態系サービスの情報基盤の整備、評価及び予測の実施を開始した。

分野ごとの取組も行われている。農林水産業が育てている生物多様性について経済的に評価し、評価結果を活用して生物多様性保全活動への企業等による支援を促す仕組みの構築手法について手引きとして取りまとめた。また、不動産分野においては、生物多様性を含めた環境性能が市場において適正に認識・評価され、良質なストックへ転換されることを目指して、環境不動産普及のための検討や情報提供が行われている。

取組状況

【環境経済の政策研究（環境省）】

環境と経済が調和した持続可能な社会の実現を目的として、環境保全の取組が経済をどのように発展させていくのか、経済動向が環境にどのような影響を与え

るのか等について、調査分析し、環境と経済の調和のための方策やこれを実現するための戦略的な環境政策に関する研究事業を推進している。

このうち、生物多様性及び生態系サービスの価値評価に関しては、第Ⅱ期（平成24～26年度）の研究課題で「我が国における効果的な生物多様性の経済価値評価手法及び経済価値評価結果の普及・活用方策に関する研究」を実施。平成24年度は、やんばる地域及び奄美大島のマングースを根絶することで保全される生物多様性の経済的価値をCVMにより算出するなど、外来種対策にかかる便益について分析を行った。平成25年度は、奄美大島の国立公園指定に係る費用と便益を分析し、国立公園指定の経済的な妥当性を示した。また、時間配分モデルを用いて全国の国立公園毎の国民の滞在時間を分析した。

今後は、平成25年度に実施した国立公園の時間配分モデルにトラベルコストを組み合わせることにより、国立公園の経済価値評価を実施するとともに、要因分析を行うことにより国立公園の魅力向上につなげていく。また、経済価値評価の手法だけでなく、評価した結果の活用方法について行政担当者にも分かりやすいマニュアルを作成し、経済価値評価の促進を図る予定。

<平成24年度環境経済の政策研究における評価結果>

評価対象	有効回答数 ^{※1} ／ 回答数	支払意思額 (1世帯あたり年間 ^{※2})		評価額（年間）
		中央値	451 円	
やんばる地域のマングース根絶により 保全される生物多様性の価値	793／937	中央値	451 円	約 234 億円
		平均値	2,538 円	約 1,319 億円
奄美大島のマングース根絶により保全 される生物多様性の価値	818／972	中央値	571 円	約 297 億円
		平均値	2,539 円	約 1,319 億円

出典) 環境省

【生物多様性及び生態系サービスの経済価値評価（環境省）】

様々な主体が生物多様性及び生態系サービスの価値を認識し、その保全や利用に際して適切な意思決定が行われることを促進するため、生物多様性及び生態系サービスの経済価値評価の検討を行っている。平成24年度は、奄美群島を国立公園に指定すること及び全国的なシカ対策を実施することにより保全される生物多様性の経済的価値をCVMにより算出した。平成25年度は、全国の湿地（湿原及び干潟）が有する生態系サービスの価値を算出したほか、過去に失われた干潟を再生すること、ツシマヤマネコの生息数を回復させることの経済的価値をCVMにより算出した。

生物多様性及び生態系サービスの経済価値評価については、TEEBや既存研究などによりその手法について整理がされているが、我が国においてはまだ評価事例が少ないため、評価事例を積み上げていくことが重要である。また、今後は、経済的価値を評価するだけでなく、評価した結果を政策の意思決定や経済的手法を用いた新たな制度設計の検討などに活用していくことが求められる。

<平成24年度生物多様性の経済的価値評価に関する検討会における評価結果>

評価対象	有効回答数 ^{※1} / 回答数	支払意思額 (1世帯あたり年間 ^{※2})		評価額 (年間)
		中央値 ^{※3}	平均値 ^{※4}	
奄美群島を国立公園に指定することで保全される生物多様性の価値	671 / 1,051	中央値 ^{※3}	1,728 円	約 898 億円
		平均値 ^{※4}	3,227 円	約 1,676 億円
全国的なシカの食害対策の実施により保全される生物多様性の価値	670 / 1,057	中央値	1,666 円	約 865 億円
		平均値	3,181 円	約 1,653 億円

出典) 環境省

<平成 25 年度生物多様性の経済的価値評価に関する検討会における評価結果>

湿原の生態系サービスの経済価値試算結果

生態系サービス		経済価値 (／年)	原単位 (／ha／年)
調整サービス	気候調整 (二酸化炭素の吸収)	約 31 億円	[高層湿原] 約 1.4 万円 [中間湿原] 約 2.2 万円 [低層湿原] 約 3.1 万円
	気候調整 (炭素蓄積)	約 986 億—約 1,418 億円	[高層湿原] 約 250 万円 [中間湿原] 約 154 万—177 万円 [低層湿原] 約 58 万—105 万円
	水量調整	約 645 億円	約 59 万円
	水質浄化 (窒素の吸収)	約 3,779 億円	約 343 万円
生息・生育地サービス	生息・生育環境の提供	約 1,800 億円	約 163 万円
文化的サービス	自然景観の保全	約 1,044 億円	約 95 万円
	レクリエーションや環境教育	約 106 億—約 994 億円	約 9.6 万—約 90 万円

干潟の生態系サービスの経済価値試算結果

生態系サービス		経済価値 (／年)	原単位 (／ha／年)
供給サービス	食料	約 907 億円	約 185 万円
調整サービス	水質浄化	約 2,963 億円	約 603 万円
生息・生育地サービス	生息・生育環境の提供	約 2,188 億円	約 445 万円
文化的サービス	レクリエーションや環境教育	約 45 億円	約 9.1 万円

出典) 環境省

【生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム推進（環境省）】

生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム(IPBES)は、生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化する政府間のプラットフォームとして、平成24年4月に設立された。

2013（平成25）年の第2回IPBES総会にて採択された「IPBES作業計画2014-2018」に準じ、現在、専門家グループ「生物多様性と生態系サービスのシナリオ分析とモデリングのための政策支援ツールと方法論に関する評価」が立ち上がりつつあり、同専門家グループにおいて今後、将来予測に関する基盤の確立を進める。評価の第一段階は2015年（平成27）年末までに完了する計画となっている。

これを受け、我が国では、平成25年度にIPBES第2回総会への専門家派遣及び報告会の開催、生態系サービスの定量的評価手法の検討を実施した。

今後はIPBES第2回総会で採択された「IPBES作業計画案2014-2018」に則り、我が国の生物多様性及び生態系サービスに関する科学的知見を国際的な評価に活用するとともに、IPBESにおける国際的な検討を踏まえて国内の検討を充実化させることを目的として以下の取組を行う。

- [1] 自然科学、社会科学の専門家から構成する検討委員会を設置し、各種の情報基盤(社会・経済的変動予測、温暖化の評価・予測等)を活用して、国内における生物多様性・生態系サービスの評価・予測を行う。
- [2] 既存の観測データ、調査結果を収集・統合し、生物多様性・生態系サービスの評価・予測に資するための情報基盤を整備する。
- [3] 生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム(IPBES)、地球規模生物多様性情報機構(GBIF)の会議へ専門家を派遣し、評価・予測の進捗や成果を含めた国内の知見・研究成果をインプットし、国際的な議論を主導する。

【生物多様性評価の地図化（環境省）】

国土の生物多様性の保全を効果的・効率的に進めていくためには、生物多様性の保全上重要な地域や、生物多様性に関する地域ごとの課題を具体的に明らかにして、優先順位を考慮して対策を講じていくことが重要となる。本事業では、我が国の生物多様性に関する空間情報を収集・整理し、国土全体の生物多様性の状況を空間的に評価することにより、生物多様性評価の地図化を行うとともに、各主体が地域レベルでの生物多様性評価地図を作成する際の参考となるような技術的支援を行う。平成24年度までに国土全体の生物多様性の状態や変化の状況を空間的に把握するため、生物多様性評価の地図化を行った。作成した地図は、多様な主体が利用できるよう、ウェブサイトで成果を公表するとともに、GISデータ等を提供している。また、平成25年度には多様な主体がそれぞれの地域で生物多様性評価の地図化を行う際の技術的な参考資料となるよう、基礎的な知識、手法、自治体等における既存の活用事例等を整理した。

今後は、地域ごとの生物多様性の状況の地図化を推進するとともに、生態系サービスの地図化についても検討を行う。

【都市の生物多様性指標の策定（国土交通省）】

都市の生物多様性の確保に向けた地方公共団体の取組の支援として、都市の生物多様性の状況及びその確保に向けた取組の状況を地方公共団体が把握・評価し、将来の施策立案、実施、普及啓発等に活用できるよう、平成25年度に「都市の生物多様性指標（素案）」を策定した。本指標は都市における生物多様性の状況やその確保の取組を分かりやすく表現し、都市における生物多様性に係る行政計画の目標設定や施策の進捗管理ツールとして活用が可能なものである。今後は、地方公共団体における試行を経て、その内容の検証及び改善点の検討を行い、本指標の一層の充実を図るとともに、本指標の普及を通じて、各都市における生物多様性の確保に向けた取組を推進する。

【都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策（国土交通省）】

我が国の地球温暖化対策を促進するため、都市公園の整備等の緑化の推進を図ると共に、都市緑化等における吸収量の算定方法等の整備や都市緑化等の意義や効果の普及啓発を行うもの。

都市公園の整備等の緑化の推進及び国際的指針に基づく吸収量算定手法の整備により、CO₂吸収量として108万トンを計上した（平成24年度実績）。

【持続的な投資が促進される市場形成に向けた環境不動産の普及促進への取組（国土交通省）】

省エネ、低炭素化、生物多様性保全等の環境対応がなされた不動産が市場において適正に認識・評価され、良質なストックへ転換されることを目的とし、平成25年度から環境不動産普及促進検討委員会を立ち上げ、課題に対する取組状況等について共有している。また、別途ワーキンググループを開催し、課題となる項目について検討しており、その内容について環境ポータルサイトを通じて一般公開している。

今後は、不動産の環境性能向上に資するため、オーナー・テナント間の協力的な取組内容やその効果検証、環境情報の収集・管理の手法等について検討するとともに、検討内容を環境不動産ポータルサイトを通じて一般公開する。

【生物多様性保全の経済価値等を踏まえた農林水産業者等の活動支援（農林水産省）】

我が国の農林水産分野における生物多様性保全の取組は端緒についたところであり、生物多様性の保全に対する意義や経済的価値の可視化を通じ、企業、NPO、地域住民等多様な関係者の協力・支援を得ることで、農山漁村における生物多様性の保全に資する取組の拡大に繋げていくことが課題である。

これまでに、農林水産分野における生物多様性保全効果の発揮、民間による支援活動の拡大推進のため、農林水産業が育てている生物多様性について経済的評価をCVMにより算出した。さらに、評価結果を活用して生物多様性保全活動への企

業等による支援を促す仕組みについて実地検証を行い、その仕組みを構築するための手法について、多様な主体との連携構築までの過程において重要と思われるポイントについて活動段階ごとに整理した手引きとして取りまとめた。

今後は、良好な環境を維持・増進しつつ持続可能な地域を実現する方策のひとつとして、農業環境上優れた活動を行う地域活動に対する認証（地域認証）を視野に入れながら、地域・商品の付加価値化を進めるための仕組みを検討する。また、客観的基準（生態系、景観、生産方式等）に基づくことで、民・民（企業、消費者からの農業農村への直接支援、商品購買、ファンド等）の関係強化を図る。

<平成 25 年度生物多様性保全推進調査事業における評価結果>

評価対象	1人当たり年間支払意思額（平均値）	評価額（年間）
ツシマヤマネコに配慮した農作物生産（長崎県対馬市）	2,423 円	約 1,259 億円
野草堆肥を利用した野菜生産（熊本県阿蘇市）	1,974 円	約 1,026 億円
生態系サービスに配慮した林業経営（長野県根羽村）	2,436 円	約 1,266 億円
生物多様性に配慮した林業経営（大分県日田市）	2,239 円	約 1,163 億円
里海づくり：マス ¹ 養殖とカゴ ² 礁再生（沖縄県恩納村）	2,370 円	約 1,231 億円
生物多様性に配慮した米生産（広島県世羅町）	2,384 円	約 1,238 億円
野生動物保護のための緑の回廊設置（北海道浜中町）	2,200 円	約 1,143 億円

出典）農林水産省

b) 生物多様性に配慮した事業活動の推進や経済的手法も含めた主流化の推進のための取組

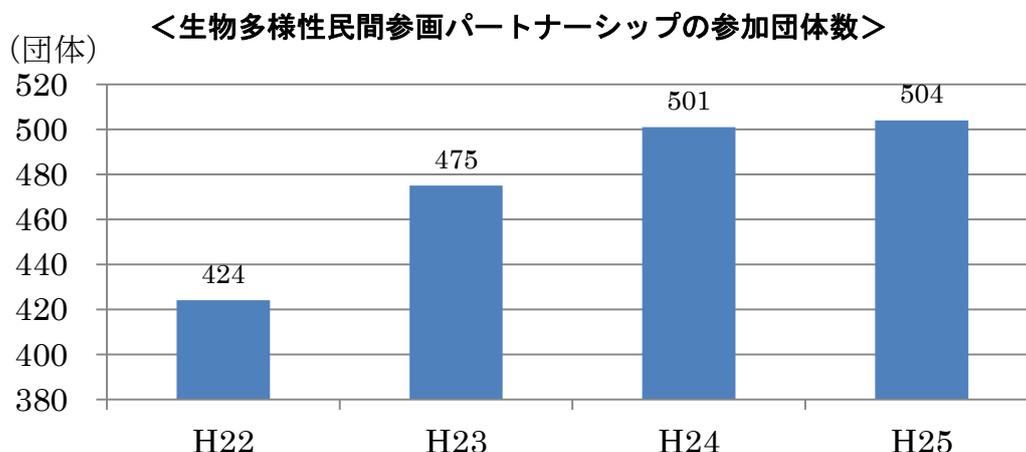
現状

事業者の活動は、水、繊維、木材、燃料の供給など多くの自然の恵み（生態系サービス）に支えられている一方で生態系や生物多様性に影響を与えている。また、事業者は、製品の販売やサービスの提供などを通じて自然の恵みを広く消費者に供給するという役割も担っている。経済社会の主たる担い手である事業者が、生物多様性の重要性を認識し、その保全と持続可能な利用の取組を積極的に進めることは、社会全体の動きを自然共生社会の実現に向けて加速させるだけでなく、自らの事業を将来にわたって継続してくためにも必要である。

我が国では、国や地方公共団体が定める戦略・計画やガイドライン等において、事業者等の役割、取組の在り方などを示すとともに、事業者における先進的な取組事例や国際的動向、自然環境の状況についての基礎調査の結果等を公表することにより、事業者の自主的な取組の促進を図っている。

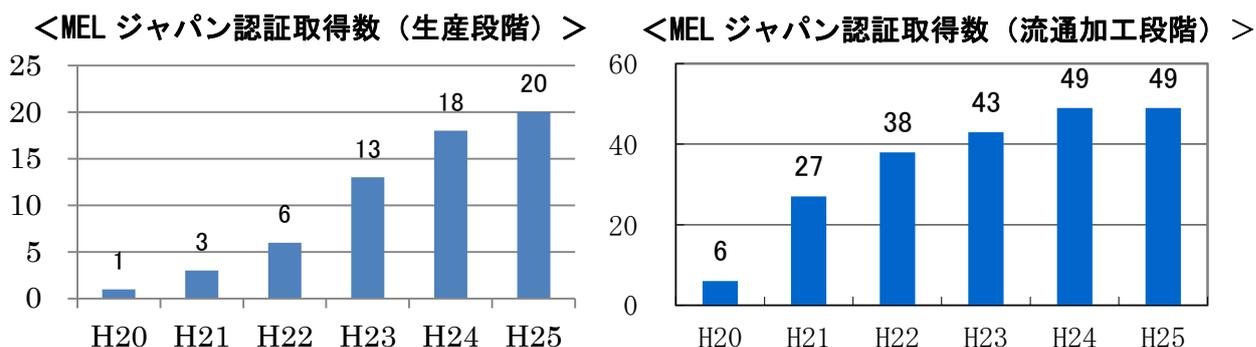
経済界においても自発的なプログラムとして平成22年に「生物多様性民間参画パートナーシップ」が設立され、情報共有や事業者会員の取組状況等の把握が行われてお

り、参加団体数は平成22年度（発足時）の424企業・団体から平成25年度には504企業・団体になり、着実に増加している。これらの結果、事業者会員のうち経営理念・方針や環境方針などに生物多様性保全の概念が盛り込まれている割合は平成22年の50%から平成25年には92%に上昇するなど、事業者の意識・取組の向上が確認されている。



また、国際的には自然環境を国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとしてとらえる「自然資本」という考え方が注目されている。2012年（平成24年）6月にブラジルのリオデジャネイロで開催された「国連持続可能な会議（リオ+20）」では、世界銀行が、自然資本の価値を国や企業の会計制度に入れることを目標とした「50：50キャンペーン」をリオ+20の場で発表し、多くの国や企業からの支持を得た。また、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEPFI）は、金融機関が自然資本の考え方を金融商品やサービスの中に取り入れていくという約束を示した「自然資本宣言」を提唱し、多くの金融機関が署名した。我が国の金融機関でも自然資本を含む環境に対する企業の取組を評価プロセスに組み込んだ融資が行われ始めている。

事業者の取組を促進するためには、消費者が生物多様性に配慮した商品等を選択するよう促すことも重要である。環境ラベル等を活用し、生物多様性に配慮した商品であることを示すことで消費者にとっての付加価値が生まれ、生物多様性の保全と経済の好循環が生まれる。消費者へのアプローチとしては、生きものマークや水産エコラベルなどにより材料調達や製造過程等において環境配慮がなされた商品や合法な商品を明確に示すことのできる仕組みを推進し、これらの環境ラベルについて消費者である国民に対し普及啓発を行っている。この結果、これらのラベルの認証取得数等は着実に増加しているが、総数はまだ少ないのが現状である。



生物多様性の保全を図るためには、開発事業の実施に当たって、あらかじめ環境への影響について調査・予測・評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適切に配慮することが重要であることを踏まえ、生物多様性基本法第25条では、生物多様性に影響を及ぼすおそれのある事業において適正な配慮がなされるよう国が必要な措置を講ずるべきことを定めている。環境影響評価法が平成11年に施行されて以来、同法に定める手続きを通じて大規模な開発事業の実施に際して生物多様性への配慮が行われてきたが、生物多様性基本法の成立などを踏まえ、平成25年4月からは、環境影響評価法が改正され、従来よりも事業計画の早期の段階である事業の位置・規模等の検討段階において、環境配慮を検討する配慮書手続きが導入された。

このほか、持続的利用を促進する取組として、生態系サービスの受益者となる事業者や消費者等がそのサービスを受ける対価として生態系保全の費用を負担する生態系サービスへの支払い制度（PES：Payment for Ecosystem Services）がある。類似の仕組みである森林環境税等を導入している都道府県は7割（33/47）を超えている。

取組状況

<取組の方向性・枠組みの提示>

【生物多様性地域戦略の策定推進（環境省）】

生物多様性の保全と持続可能な利用の実現には、地域の理解と多様な主体の参画・連携により地域の特性に応じた取組が不可欠なことから、生物多様性基本法第13条に基づく地方自治体における生物多様性地域戦略の策定を、手引きの作成・配布等による技術的支援や、地域生物多様性保全活動支援事業による支援を実施している。（※地域生物多様性保全活動支援事業を通じた支援は平成26年度で終了）

平成26年3月時点で生物多様性地域戦略を策定している地方自治体は、31都道府県（全47都道府県の66%）、13政令指定都市（全20市の65%）、31市区町村（全1,722市区町村の1.8%）となっており、都道府県、政令指定都市では策定済みの自治体が半数を超え、全般に年々着実な増加がみられる（対前年度伸び率：都道府県35%、市区町村52%）。

生物多様性国家戦略 2012-2020 で目標としている平成 32 年までの全都道府県における地域戦略策定に向け、更なる働きかけや支援が必要である。また、市区町村における策定割合がまだ低いこと、生物多様性の保全是行政区域で区切らず流域全体での保全を検討するなど広域での取組が有効であると考えられることから、複数の地方公共団体が共同で地域戦略を策定する仕組みの活用を図るなど、更なる取組促進につなげていく必要がある。

【農林水産省生物多様性戦略に基づく生物多様性に配慮した施策の推進（農林水産省）】

生物多様性保全をより重視した農林水産施策を総合的に推進するため、「農林水産省生物多様性戦略」を策定し、同戦略に基づき総合的に施策を展開している。

平成 24 年には COP10 の成果等を踏まえ同戦略の改正を行った。見直しのポイントは以下のとおりであり、今後も引き続き、同戦略に基づき関連施策の推進を図っていく。

- 生物多様性をより重視した持続可能な農林水産業や、それを支える農山漁村の活性化のさらなる推進
- 「戦略計画 2011-2020・愛知目標」や「農業の生物多様性」等、COP10 の決議を踏まえた施策を推進
- 生物多様性における農林水産業の役割の経済的な評価のための検討に着手
- 東日本大震災により甚大な被害を受けた地域で、持続可能な農林水産業を復興させることで生物多様性の保全に寄与

【名古屋議定書第 19 条及び第 20 条の実施に関する非公式会合（外務省）】

名古屋議定書第 19 条及び第 20 条は、締約国に対し、遺伝資源の取引における契約のひな型、遺伝資源の取得の機会の提供や利益配分に関する行動規範等を作成し、その利用を自国民に奨励することを求めている。各国、関係業界等によるこれまでの取組を概観した上で、締約国による取組を支援するための方策を議論し、国内外においてこれらに係る理解を深めるため、平成 24 年度に非公式会合を開催し、諸外国の専門家を招聘した。本会合の成果については、平成 26 年 2 月に韓国で開催された第 3 回名古屋議定書政府間委員会（ICNP3）において報告された。本会合により、遺伝資源の取引における契約のひな型などの作成等について、関係者が理解を深めるという成果を得ており、今後とも、関係省庁等と連携して、我が国の知見が国内外に発信できるよう努める。

<取組事例の紹介>

【経済社会における生物多様性の主流化に向けた国内施策の調査・検討（環境省）】

経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を図るべく、国内外の先進的な取組事例の収集、情報発信や普及啓発を行うとともに、事業者や消費者の行動を促進するために必要な措置を検討している。平成 24 年度は、事業者による取組の実態調査、取組事例の収集、生物多様性とビジネスに関連する国際的な動向の把

握、生物多様性と経済活動に関連するウェブサイトの作成・公表を実施した。平成 25 年度は、事業者による取組の評価手法及び促進策の検討、地方公共団体による事業者との連携状況に関する情報収集、意見交換会の開催、国際的な動向の把握及び事業者向け普及啓発資料の作成等を実施した。

引き続き、個々の事業者によるサプライチェーンも考慮した自主的な取組の促進を図るとともに、事業者間及び多様な主体間の連携・協働を促進する。

<基礎情報の提供>

【自然環境調査・整備（環境省）】

我が国の生物多様性の保全を積極的に推進し、世界の生物多様性の保全に貢献することを目的に、自然環境保全基礎調査を始め、全国レベルにおいて様々な基礎的な調査を実施し、そこから得られた情報をデータベース化することで蓄積・管理している。

○自然環境保全基礎調査

一般に「緑の国勢調査」と呼ばれ、陸域、陸水域、海域の各々の領域について国土全体の状況を把握し、自然環境保全法の施策を推進するための基礎資料とすることをねらいとして昭和 48 年度より実施している。近年は、植生調査・沿岸域変化状況等の調査に注力している。

<植生調査>

平成 11 年度より、従来の 5 万分の 1 植生図からより精度を上げた 2 万 5 千分の 1 植生図への全面改訂に着手している。平成 24 年度は国土の約 4%分、平成 25 年度は国土の約 3%分の整備を完了した。平成 26 年度は、国土の約 3%分を整備し、これによって全国の 71%の地域の整備が完了する予定である。調査期間が限定される地域や急峻な山岳地帯の多い地域等では整備が遅れていることから、今後はこれらの地域を重点的に整備することとしている。

<沿岸域変化状況等調査>

平成 22 年度から泥浜・砂浜の変化状況等を把握することを目的として実施している。平成 24 年度は約 270 km、平成 25 年度は約 350 kmの海岸域を調査した。平成 26 年度は、約 803 kmの太平洋・東シナ海の南西諸島の島嶼郡海岸域を調査し、これにより全国の約 81%の海岸を把握する予定である。今後は調査未実施地域における泥浜・砂浜の変化状況等を把握する。

○いきものログ

全国の多様な主体に散在する生物多様性情報をそれぞれが登録し、データベース化してインターネット上で共有・公開するシステムである。平成 25 年 10 月より供用を開始し、現在までに環境省や地方公共団体、研究機関などが管理している約 430 万件の生物多様性情報が登録、データベース化され、これらはインターネット上で検索、閲覧ができる。また、市民参加型調査を実施する機能を備えており、現在は東日本大震災の被災地等における生物分布調査などを市民の参加により実施している。今後

は、地方公共団体が管理するより多くの生物多様性情報を収集するとともに、一般参加者の増加を図る。

○重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト 1000）

全国の多様な生態系において、生態系の指標となる動植物や基礎的な環境の情報を 100 年以上の長期にわたって蓄積することにより、生態系の劣化を早期に捉え、適切な自然環境保全施策に資することを目的とした調査である。平成 15 年度から 10 の生態系タイプの約 1000 箇所の調査サイトで調査を実施している。現在、行政施策への活用促進などを目的として生態系毎に 5 年に 1 度のとりまとめを行っており、平成 26 年の夏頃までにとりまとめ報告書を公表する予定である。

今後は、行政施策等に活用しやすいようなとりまとめの実施や、市民調査員の高齢化を受けた新規調査員の獲得などの調査体制の維持を図る必要がある。

○鳥類標識調査

鳥類の渡りの実態や寿命等の生態を解明することを目的として、鳥類を足輪等によって標識し、それを再捕獲し記録している。我が国では 1924 年に開始され 90 年にわたって実施することによって、長期間のデータの蓄積が進んでおり、1961 年以降に標識放鳥された鳥の数は 2011 年に 500 万羽を超えた。平成 24 年は 16 万羽程度を放鳥した。蓄積されたデータは渡りの実態や生態の解析などに用いられ、平成 25 年度は外来鳥類の分布状況の解析等にも用いた。

今後も調査を継続することにより、渡り等の実態や生態、種の分布情報等に資するデータを蓄積し、各種解析に活用していく。

【生物多様性情報の提供（環境省）】

我が国の生物多様性の保全を積極的に推進し、世界の生物多様性の保全に貢献することを目的に、生物多様性センターにおいて収集され蓄積・管理されている情報をデータベース化し、広く提供している。

○生物多様性情報システム（J-IBIS）

J-IBIS は、我が国の生物多様性や自然環境に関する情報を収集し、広く提供するためのシステムであり、自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト 1000 の成果、また調査成果等の GIS データを提供しており、生物多様性や自然環境に関する総合データベースとして活用されている。平成 24 年度は、各種成果の電子化を進め、提供を行った。平成 25 年度は、GIS データの充実を図るとともに、GIS データを閲覧できるソフトウェアを作成し提供を行った。今後は、GIS データの提供をより一層進める。また、システムの機能強化を図るとともに、他のシステムと統合した次世代システムの設計を行う。

○いきものログ

全国の多様な主体に散在する生物多様性情報をそれぞれが登録し、データベース化してインターネット上で共有・公開するシステムである。平成 25 年 10 月より供用を開始し、現在までに環境省や地方公共団体、研究機関などが管理している約 430 万件の生物多様性情報が登録、データベース化され、これらはインターネット上で検索、閲覧ができる。また、市民参加型調査を実施する機能を備えており、現在は東日本大震災の被災地等における生物分布調査などを市民の参加により実施している。今後は、地方公共団体が管理するより多くの生物多様性情報を収集するとともに、一般参加者の増加を図る。

○インターネット自然研究所

全国各地の様々な自然情報を幅広く提供し、生物多様性保全活動に対する理解を増進させ、関心を喚起させることを目的として公開しているシステムである。自然環境学習の教材としても利用できる。平成 24 年度は、人気コンテンツである国立公園・野生生物ライブ映像において、ライブカメラを 4 台増設した。平成 25 年度は、ユーザにとってより安全に使いやすいウェブサイトとするために、ウェブサイトの改修及びセキュリティ強化を行った。今後も引き続きコンテンツの充実及びユーザビリティの向上を進める。

<消費者としての国民の消費行動の転換>

【生物多様性に対する国民理解の増進（農林水産省）】

生物多様性に対する国民理解の増進のため、生物多様性に配慮した農林水産物であることをあらわす「生きものマーク」の活用などを通じて国民の理解を促進するとともに、我が国の農林水産業の生物多様性保全への貢献を国内外に発信している。平成 24、25 年度は、「生きものマーク」の活用事例や活用時の要点をまとめた「生きものマークガイドブック」の配布等を通じて、農林水産業と生物多様性の関係について国民理解を促進した。

今後も引き続き「生きものマークガイドブック」の配布等を通じて、農林水産業の生物多様性保全への貢献について発信していく。

【水産エコラベルの普及促進（農林水産省）】

生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを表す水産エコラベルについて、水産白書や消費者向けのパンフレット等を通じた普及促進を行った。今後も引き続き普及啓発を行う。

<生物多様性及び生態系サービスの価値を踏まえた取組の推進>

【生物多様性保全の経済価値等を踏まえた農林水産業者等の活動支援（農林水産省）】

（重点検討項目①a の該当施策の再掲のため、内容は省略）

【持続的な投資が促進される市場形成に向けた環境不動産の普及促進への取組（国土交通省）】

(重点検討項目①a の該当施策の再掲のため、内容は省略)

【都市の生物多様性指標の策定（国土交通省）】

(重点検討項目①a の該当施策の再掲のため、内容は省略)

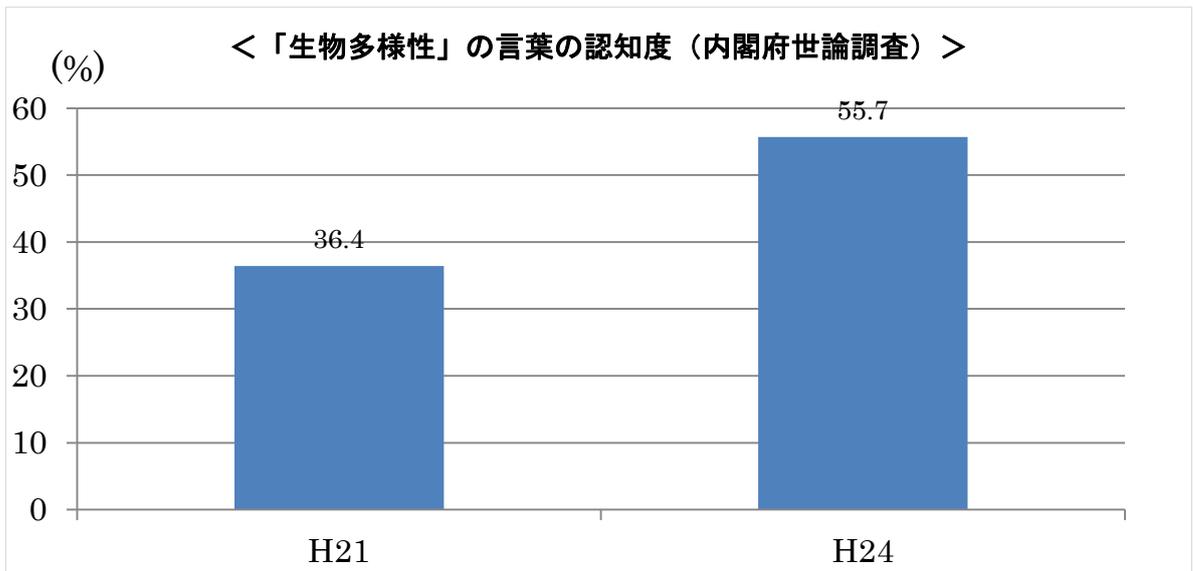
c) 広報・教育・普及啓発や生物多様性に配慮した製品などの普及等による個人のライフスタイルの転換に向けた取組

現状

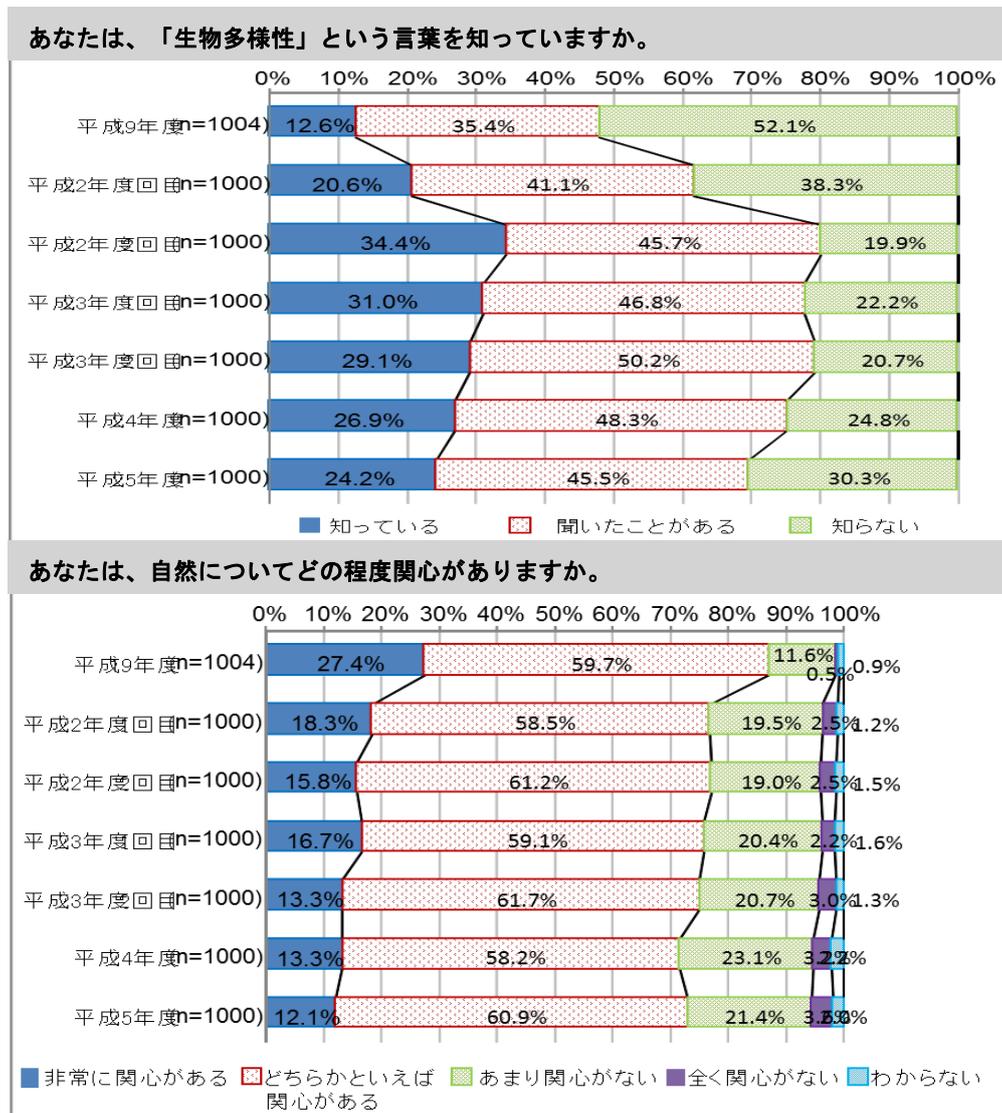
私たちの日常の暮らしは生物多様性が生み出す生態系サービスに支えられており、私たちの行動と選択が、生物多様性の保全にも、損失にもつながる。このため、生物多様性の主流化には私たちが日常の暮らしや社会全体で生物多様性について考えたり、意識したり、行動へと移していくことが重要である。

このため、「国連生物多様性の10年日本委員会」(UNDB-J)を通じて各主体間の連携した取組を推進するとともに、「たべよう」、「ふれよう」、「つたえよう」、「まもろう」、「えらぼう」の生物多様性を守るための5つの行動を呼びかけるなど、広報・普及啓発のための取組を推進している。また、学校教育や公民館等の社会教育施設、河川、都市公園等における教育・学習・ふれあい体験等を推進している。これらの取組を通じて、国民のライフスタイルの転換の提案等を行い、生物多様性の社会全体への主流化を図っている。

平成24年6月に実施された内閣府世論調査では、「生物多様性」の言葉の認知度は55.7%で、前回調査時の平成21年度の36.4%より認知度が上がっている。また、平成24年度に実施した同調査では「自然に関心がある」と回答した人は90%以上となった。また、環境省が実施したウェブ調査(平成19～24年度)の経年変化を見ると、「生物多様性」の認知度は、平成22年10月に名古屋市で開催されたCOP10を境にして、平成22年8月実施の回から平成22年11月実施の回にかけての3ヶ月間で約20%増加しており、COP10の開催が我が国における生物多様性の認知度の拡大普及に大きく貢献したと考えられる。その後「生物多様性」の認知度と自然に関心がある人の割合は概ね減少傾向にあるものの、平成25年度の「生物多様性」の認知度と自然に関心がある人の割合はいずれも約7割となっている。

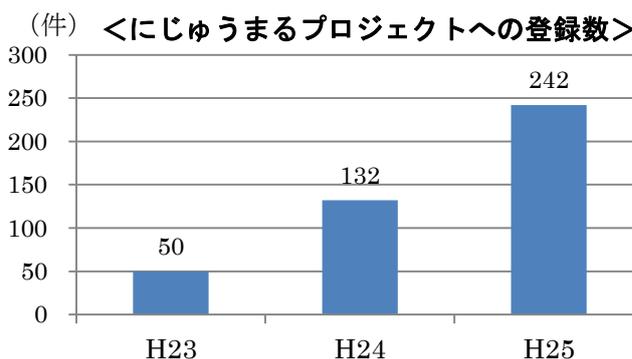


＜生物多様性認知度等調査経年比較結果（環境省ウェブ調査）＞



平成24年度に実施した内閣府世論調査においては、生物多様性に配慮したライフスタイルとして行いたい取組（複数選択可能）として、約47%の人が「環境に配慮した商品を優先的に購入する」を選んでおり、我が国において消費活動により生物多様性の保全に貢献することに関心を有する消費者は一定程度存在していると言える。こうした関心をもつ消費者に対し、引き続き積極的な情報提供を行うことにより、生物多様性や環境全般に対する意識が高い「賢い消費者（スマートコンシューマー）」の育成を図ることを通じて、事業者による生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を一層促進していくことが重要である。

消費者の行動を生物多様性に配慮したものに転換するための仕組みとして、環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度がある。こうした社会経済的な取組を奨励し、多くの人々が生物多様性の保全と持続可能な利用にかかわることのできる仕組みを拡大していくことが必要である。このため、環境認証制度やそれらを取り扱う事業者、生物多様性の保全に熱心な事業者等の情報、業種ごとの事業活動と生物多様性の関わりなどをウェブサイトで積極的に情報提供している。



また、国際自然保護連合日本委員会（IUCN-J）は「愛知目標」の実現に向け、国民や民間団体が自分達でできるプロジェクトを宣言して参加する「にじゅうまるプロジェクト」を実施している。同プロジェクトの参加件数は、プロジェクトを開始した平成23年度の50件から平成25年度には242件に大幅に増加しており、国民や民間団体における生物多様性保全に向けた主体的な取組が推進されているといえる。

取組状況

<広報・普及啓発>

【「国連生物多様性の10年」推進事業（環境省）】

国連では愛知目標の実現に向けた取組を強化するため、2011年から2020年までの10年間を「国連生物多様性の10年」と定めている。これを受け、我が国では平成23年9月から、愛知目標の実現に向け国内のあらゆるセクターや地域の参画・連携を推進することを目的として、国内の主要なセクターの参画を得た「国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）」を設立し、各セクターの取組やセクター間の連携を促進すると

<MY 行動宣言>



出典) UNDB-J

ともに、各年度においてトピックとなるテーマに関する事業を実施・促進しているほか、各取組の進捗状況を評価・検証し、国内外に発信している。平成 24 年度は、COP11 において国連生物多様性の 10 年や生物多様性に関する我が国の取組を発信した。平成 25 年度は、兵庫県豊岡市で全国ミーティングを開催した他、全国 3 箇所において地域セミナーを開催した。このほか、「たべよう」、「ふれよう」、「つたえよう」、「まもろう」、「えらぼう」の生物多様性を守るための 5 つの行動の呼びかけ（MY 行動宣言）や、国連生物多様性の 10 年や生物多様性に関するわが国の取組について普及啓発を行うための資料・広報ツール等の制作を行っている。

現在、普及啓発に資する推薦図書を選定、事業の認定、イベント等への出展等、活動が拡大の傾向にあり、一定の成果を得ている。一方で、各セクターの取組・成果が整理されておらず、各セクターの目指す姿、ビジョンが明確にされていない、目玉事業が不足している等の課題があり、平成 26 年度は、平成 27 年度の中間評価に向けてこれまでの事業評価、今後の事業見直しなどを行うこととしている。

<教育・学習・ふれあい体験の推進>

【自然とのふれあいの推進（環境省）】

自然保護の大切さや自然環境への関心と理解を深めるために、国立公園等において以下の施策を行った。

○自然とのふれあい関連行事の開催

4 月 29 日に新宿御苑において「2013 新宿御苑みどりフェスタ」を開催し、都市部の住民たちに自然環境保全と自然と親しむ機会を提供しており、平成 25 年度には約 18,000 人の来場があった。また、「みどりの月間」を初めとする重点期間中に、全国の自治体、教育機関、NPO 等と協力し、1,630 件の自然観察会等の自然とのふれあい関連行事を行った。

○ボランティアによる自然体験活動の推進

国立公園及び国定公園の自然環境の保護及び適正な利用を図るために、平成 25 年度は 2,789 名の自然公園指導員及び 1,625 名のパークボランティアが自然体験活動の推進を行った。

○ウェブサイトにおける自然とのふれあい関連行事の掲載

日本の自然環境のすばらしさを国内外に PR するとともに、より多くの国民に、自然環境への理解を深め、自然とふれあう機会を提供できるよう、自然体験イベント等に関する情報収集を行い、ウェブサイトでの情報発信を行っている。平成 25 年度は、3,981 件の情報を提供した。

○子どもパークレンジャーの実施

子どもが自然とふれあうことを通じ、自然環境の保護と生きものに対する思いやりの心を育むことを目的として、地域の NPO や教育機関と連携し自然観察等を行った。平成 25 年度は、全国 20 ヶ所で実施し 560 名の参加があった。

今後も引き続き、自然とのふれあい関連行事の全国的な実施や各種情報の提供、自然公園指導員及びパークボランティアによる自然体験活動の推進、子どもが自然とふれあう機会の提供を行う。

【都市公園等における環境教育・環境学習の推進（国土交通省）】

生物多様性の保全の重要性に係わる認識を高めるため、その普及啓発活動等の場となる都市公園の整備を図っている。具体的には、利用者・地域・学校などと一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園等の整備を推進しており、今後も引き続き、現行の取組を推進する。

【海辺の自然学校（国土交通省）】

港湾の良好な自然環境を活かし、児童や親子を対象に自然体験プログラム（「海辺の自然学校」）を、地域の自治体、教育機関、NPO 等と連携して開催し、環境教育を進めている。また、自然体験プログラムの開催ノウハウを、地域の自治体、教育機関、NPO 等が蓄積することで、自ら実施できる体制を整備している。平成 25 年度は全国 12 箇所、13 件の「海辺の自然学校」を開催した。

今後も引き続き、「海辺の自然学校」を開催し、地域の自治体、教育機関、NPO 等が自然体験プログラムの開催ノウハウを蓄積することで、自ら実施できる体制整備を進める。それにより、地域の自治体、教育機関、NPO 等が港湾・海洋における環境保全の大切さを理解し、良好な環境作りに積極的に取り組み、主体的に参画できる体制づくりを進める。

【「子どもの水辺」再発見プロジェクトの推進（国土交通省）】

子どもたちの川を活かした体験活動や環境学習の場を拡大し、また、地域の子どもの体験活動の充実を図るため、河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一体となって子どもが水辺に親しめる場・機会の提供を行うことにより、「子どもの水辺」再発見プロジェクト」を推進している。平成 25 年度末時点で、「子どもの水辺」登録箇所は 298 箇所となっている。

また、文部科学省のメールマガジンによる情報配信により学校関係者への情報提供の強化を図っている。

今後も引き続き、関係機関と連携し、河川における環境教育を推進する。

【環境のための地球規模の学習及び観測プログラム（GLOBE）事業／環境教育に関する実践発表会／環境教育・環境学習指導者要請基礎講座（文部科学省）】

環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の全国への普及を図ることを目的として、以下の施策を行っている。

○環境のための地球規模の学習及び観測プログラム（GLOBE）事業

米国の提唱する「環境のための地球規模の学習及び観測プログラム（GLOBE）」への参加。平成 25 年度は 16 校を GLOBE 協力校に指定した。

○環境教育・環境学習指導者養成基礎講座

環境教育に携わる指導者の養成のため、教員等をはじめとする環境教育・環境学習の指導者に対する講習会を開催している。本講座の受講を通じて、環境教育

を担う教職員や環境保全活動を担う者が、効果的かつ実践的に導く力を養うとともに、ESDの要素を含めた内容とすることで、持続可能な社会の担い手となる人材を育成している。

○環境教育に関する実践発表会

全国各地の環境教育の優れた実践の発表及び情報交換等を行っている。

今後も引き続き、環境教育に関する実践発表会や環境教育・環境学習指導者養成講座について、環境省と連携・協力しながら事業を推進する。

【公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム（文部科学省）】

地域における様々な現代的課題の解決を図るために、地域の社会的資源であり、教育や福祉の増進、地域産業振興など「人づくり」に大きな役割を果たしてきた公民館等の社会教育施設の活性化を通して、地域の人的資源や物的資源の発掘による地域力再生のための実証を伴う先進的支援プログラムの開発を委託実施する。事業は平成 25 年度から開始し、5つのテーマについて合計 126 の団体と委託契約を締結し、事業を実施した。

その中でも、地域資源を活用した地域課題解決の取組の一例として愛知県においては ESD の考え方を基底にした環境教育に取り組んでおり、農作物の栽培から加工までを通して自然とのかかわりや生き物同士のつながりを考える取組や、家庭用の食用油の再利用や資源の節約にスポットを当てた啓発活動など、身近な環境問題を理解する活動の普及啓発、環境・資源・エネルギーの側面からの環境教育などを展開している。

引き続き本事業を実施していくにあたり、その成果をいかに全国へと周知・波及していくかが課題である。

【環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロット・モデル事業（文部科学省）】

環境を考慮した学校施設（エコスクール）を普及・啓発するため、文部科学省が農林水産省、経済産業省及び国土交通省と連携して、パイロット・モデル事業を実施している。具体的には、内装の木質化については農林水産省と、太陽光発電及び熱利用設備等については経済産業省と、建築物の省 CO2 化については国土交通省とそれぞれ協力しつつ、環境教育の教材として活用できる環境を考慮した学校施設の整備に対し国庫補助を行っている。

本事業は平成 9 年に開始し、平成 24 年度までに全国で 1,372 校を認定した。平成 25 年度は、112 校をモデル校として認定した。平成 26 年度は、現在のところ全国で 63 校を認定している。

本施策の実施により、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入や校舎等の断熱性の向上、地域の木材等の活用等を支援し、整備された学校施設を環境教育の教材として活用することで、ESD の普及と活性化を促進している。

今後も引き続き、環境教育の教材として活用できる環境を考慮した学校施設の整備推進に取り組む。

<消費者の行動を生物多様性に配慮したものに転換するための仕組み>

【生物多様性に対する国民理解の増進（農林水産省）】

（重点検討項目①b の該当施策の再掲のため、内容は省略）

【水産エコラベルの普及促進（農林水産省）】

（重点検討項目①b の該当施策の再掲のため、内容は省略）

<主流化に向けた課題>

- 国民の自然に対する関心と「生物多様性」の認知度はCOP10開催前に比べ依然として高い状況であるが、現状では自然に対する興味や理解が各セクターにおける主体的な行動に十分に結びついていない。生物多様性の損失が安全で快適な生活の基盤を脅かす身近な問題であると感じてもらい、ひとりひとりの主体的な取組を促すため、日常の暮らしと生物多様性との関係性と生物多様性を守るための具体的な行動をわかりやすく伝えることが必要である。このため、国やUNDB-J等による広報・普及啓発、自然とのふれあいの体験の充実、環境配慮型商品の普及等による国民のライフスタイルの転換に向けた取組等を通じて生物多様性の社会における主流化を推進するための取組を継続して進めていく必要がある。

- 事業者の意識・取組の向上が確認されているが、さらにより多くの事業者に主体的に取り組んでもらうことが必要である。このために、事業活動が生態系サービスに支えられており、生物多様性の損失が企業の安定した経営を脅かす問題であると認識してもらうとともに、生物多様性保全が新たな価値として経済活動につながるよう、民間参画の促進に向けた取組をすすめ、各種のメディアとも連携・協力したより魅力的かつ効果的な方法での情報発信に努めていく必要がある。
また、自然資本会計に関する国内外の事例を踏まえ、我が国においても自然資本の価値を事業者の意思決定に反映させるための取組を進めていく必要がある。

- 従来適切に認識されてこなかった生物多様性及び生態系サービスの価値評価を、政策決定、企業の経営、消費者の商品選択等の意思決定に組み込むため、さらなる科学的なデータの整備や評価手法の技術的な向上を図り、引き続き価値評価の取組を推進し国内での評価事例を蓄積する必要がある。経済的な価値評価を実施する際には、民間支援の促進や、税制、金融等の生物多様性を保全するための新たな社会経済的な仕組みづくりに反映するなど、政策への活用方策を想定にした上で実施することが重要であることに留意しなければならない。また、その想定によって評価対象、評価手法が異なってくる。各政策目的に応じて実施されているこれらの経済価値評価等の取組について情報を共有し、可能な場合には横断的な取組を検討するとともに、その評価結果についてはさらに他の経済社会データと比較分析することなどにより、より充実した評価につなげていくことが必要である。

- 生物多様性の保全は日本だけではなく世界的な課題であり、広域的視点をもって国内外の取組を一体的に進めることが重要である。我が国で得られた知見を共有することで、国際的な生物多様性の保全に貢献することができる。このため、資料の英訳や英文ホームページへの掲載など国際的な情報発信を検討していくことが必要である。